

更なる省エネ化で 燃料価格高騰に備えましょう

✓ 省エネ機器の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から100%に引き上げます。

申込期限

7月1日（火）・必着

提出先：各農務事務所（山梨県出先機関）
※施設園芸セーフティネット構築事業の加入と併せて申請してください。

実施期間 令和9事業年度まで

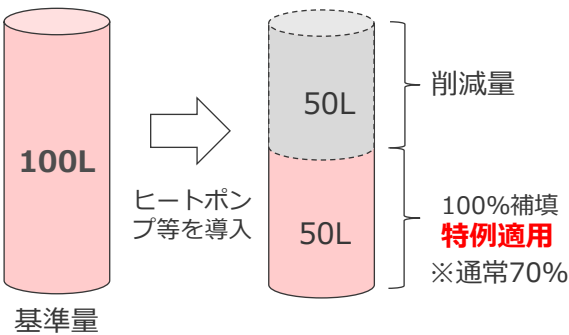
※事業参加者ごとの取組計画に即して申請し、一人一期（最大3年間）までです。
※申込期限は令和8事業年度までです。なお、令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間となります。

加入要件

- ☐ 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- ☐ **3年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

SN加入状況		R 6 事業年度加入者				R 6 事業年度未加入者	
省エネ機器導入状況		導入していない		導入済み		導入していない	導入済み
現行計画の削減率	50%未満	50%以上		50%未満	50%以上	—	—
特例対象	○	×		○	×	○	○

省エネ加速化特例の仕組み



省エネ加速化特例補填金 = 補填単価 × 当月燃料購入数量の100%

※補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格
※基準量の50%の数量を上限とする
※特例分（30%）は事業年度末に一括交付

省エネ加速化特例加入の申請手続きについて

申請手続

- ・省エネ特例の申請には、右記の書類が必要です。
- ・申請様式等は山梨県ホームページ（最下部記載のURL）からダウンロードしてください。
- ・令和7事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。なお、積立金の契約の変更はできません。

- ☐ 省エネ加速化特例申請書
（省エネ機器導入の確認書類含む）
- ☐ 省エネルギー等対策取組計画

基準量の考え方

赤字が基準量です。基準量から50%以上の燃料使用量の削減に取り組みます。

Aさん：新たに省エネ機器を導入 Bさん：既に省エネ機器導入済み （単位：L）

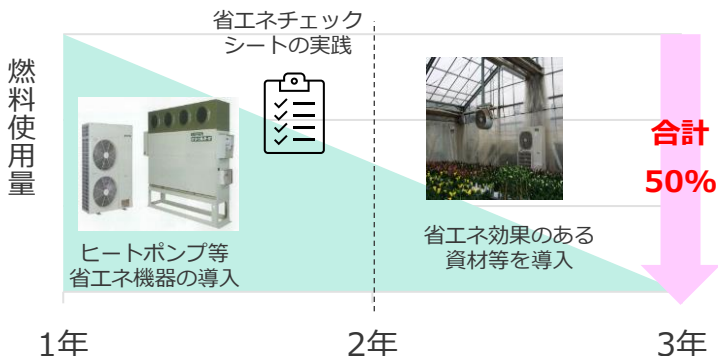
		R1～R3			R4～R6			R7～R9 (特例加入)			基準 数量
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
A さん	現在値	100	—	—	85	—	—	70	R7ヒートポンプ導入		70
	目標値	85			70			50%減 35			
	実績値	90	80	70	70	65	60				
B さん	現在値	200	—	—	170	—	—	145			180
	目標値	170			145			90			
	実績値	190	180	110	105	100	95				

R3ヒートポンプ導入

50%減

省エネ加速化特例加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ



▲省エネチェックシート



▲省エネ通知のページ QRコード



▲省エネマニュアル



▲省エネで収益力向上を

省エネ機器の導入に加え、被覆の多層化や循環扇の導入、環境制御装置の導入など様々な手段を用いて燃料使用量50%以上削減に取り組みましょう！

省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

○ 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

検索

山梨県ホームページ「令和7事業年度燃料価格高騰対策(施設園芸セーフティネット構築事業)の公募について」
<https://www.pref.yamanashi.jp/shoku-ks/nenryu/r7nenryou.html>